

# 旭川市教育支援懇談会規則（平成 29 年3月 29 日教育委員会規則第4号）

最終改正:平成 29 年3月 29 日教育委員会規則第4号

改正内容:平成 29 年3月 29 日教育委員会規則第4号[平成 29 年4月1日]

## ○旭川市教育支援懇談会規則

平成 29 年3月 29 日教育委員会規則第4号

旭川市教育支援懇談会規則

（趣旨）

**第1条** 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図るため、旭川市教育支援懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（職務）

**第2条** 懇談会は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒並びに前学年の初めから終わりまでの間に満6歳に達する者（以下「児童生徒等」という。）のうち視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））で、その障害が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の3の表に規定する程度のもをいう。）について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に当たって意見交換等を行うほか、障害のある児童生徒等に対する支援について、意見交換等を行う。

（参加者）

**第3条** 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が参加を依頼した者とする。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 児童福祉施設の職員
- (6) 障害者団体の構成員
- (7) その他教育長が必要と認めた者

（会議の進行）

**第4条** 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

（秘密の保持）

**第5条** 懇談会の参加者又は参加者であった者は、懇談会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

**第6条** 懇談会の庶務は、学校教育部学務課において行う。

（委任）

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、教育長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

（旭川市特別支援教育推進委員会規則の廃止）

2 旭川市特別支援教育推進委員会規則（平成 18 年旭川市教育委員会規則第 17 号）は、廃止する。